

# 国立大学法人山形大学の役職員の報酬・給与等について

## 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)において、国立大学評価委員会が行う業績評価の結果を参考にしながら、その役員の業績に応じ、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。

### 役員報酬基準の改定内容

法人の長

寒冷地手当について、10月31日の一括支給を5ヶ月間(11月から翌年3月まで)の分割支給に改めた。

理事

寒冷地手当について、10月31日の一括支給を5ヶ月間(11月から翌年3月まで)の分割支給に改めた。

理事(非常勤)

理事1人を非常勤としたことに伴い、非常勤役員手当に非常勤理事の月額を追加した。

監事

寒冷地手当について、10月31日の一括支給を5ヶ月間(11月から翌年3月まで)の分割支給に改めた。

監事(非常勤)

該当なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,325	千円 13,752	千円 5,484	千円 89 (寒冷地手当)		
理事 5 (4 1/12人)	千円 69,539	千円 49,191	千円 19,874	千円 318 (寒冷地手当) 156 (通勤手当)	9月1日3人	8月31日4人
理事 (非常勤) 7 (1 1/12人)	千円 3,500	千円 2,450	千円	千円 1,050 (通勤手当相当)	9月1日1人	
監事 (1人)	千円 11,891	千円 8,448	千円 3,368	千円 51 (寒冷地手当) 24 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,200	千円 1,200	千円	千円		

注:年度途中で就任(退任)した理事については、1月を1/12と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当なし
理事A	千円 2,106 (57,200)	年 月 1 5 (34) (5)	H17.8.31	-	その者の業績に応じ、手当額を増額し、又は減額することができることとしているが、増減無しとした。
理事B	千円 2,106 (57,200)	年 月 1 5 (34) (5)	H17.8.31	-	その者の業績に応じ、手当額を増額し、又は減額することができることとしているが、増減無しとした。
理事C	千円 2,106 (4,955)	年 月 1 5 (5) (5)	H17.8.31	-	その者の業績に応じ、手当額を増額し、又は減額することができることとしているが、増減無しとした。
理事D	千円 1,690	年 月 1 5	H17.8.31	-	その者の業績に応じ、手当額を増額し、又は減額することができることとしているが、増減無しとした。
監事	千円	年 月			該当なし

注:理事A～理事Cについては、役員在職期間を山形大学役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考とし、業務運営の改善及び効率化を図り、経費の節減に努めることを念頭に、本学において決定された当初予算の範囲内で運用している。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考に決定している。また、人事院勧告が行われた場合は、当該内容を踏まえ、必要があれば給与水準の見直しを行う。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が行う勤務評定の結果に基づき、昇給・昇格・降格の実施及び勤勉手当(賞与)の増減を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ、本学が定める必要経年数等を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることができる。

### ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

#### [改正]

寒冷地手当について、10月31日の一括支給を5ヶ月間(11月から翌年3月まで)の分割支給に改めた。

#### [新設]

衛生管理手当(月額3,000円)及び産業医手当(月額10,000円)の新設  
法人化に伴い、労働衛生法に基づき、各事業場ごとに衛生管理者と産業医を置くこととされており、当該職務に従事する者に支給する手当を新設した。

診療従事教員等特別手当(月額15,000円)の新設

時間外等に診療業務を行う医師の処遇改善として、医学部附属病院において、診療及び診療教育指導の業務に従事する医師免許等を有する教員に支給する手当を新設した。

オンコール手当(待機1回につき6,000円・救急診療加算6,000円)の新設

医学部附属病院において、時間外の救急時診療業務への対応としてオンコール体制を整備したことに伴い、勤務時間外及び所定休日に救急患者への対応のための待機を命ぜられた医師及び要請に応じて診療業務を行った医師に支給する手当を新設した。

時間外救急診療従事手当(勤務1回につき14,000円)の新設

医学部附属病院において救急部の宿直を廃止し、時間外等の時間帯を通常の業務とする勤務態勢としたことに伴い、医学部附属病院救急部において時間外の救急外来患者の診療業務に従事する医師に支給する手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1459	45.2	7,193	5,219	47	1,974
事務・技術	367	45.0	5,876	4,299	60	1,577
教育職種 (大学教員)	680	47.9	8,833	6,366	43	2,467
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	242	38.0	5,116	3,744	36	1,372
技能・労務職種	32	52.6	5,426	3,984	46	1,442
教育職種 (附属高校教員)	23	41.6	7,491	5,530	80	1,961
教育職種 (附属義務教育学校教員)	46	39.8	6,796	5,021	54	1,775
教育職種 (外国人教師等)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	63	46.0	6,124	4,463	39	1,661
その他医療職種 (看護師)	3	45.5	5,663	4,182	24	1,481
指定職種	1					
在外職員	該当なし					
任期付職員	該当なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
非常勤職員	69	40.5	3,271	2,811	29	460
事務・技術	25	52.8	3,627	2,684	46	943
教育職種 (大学教員)	3	31.2	5,121	3,840	8	1,281
医療職種 (病院医師)	36	33.1	2,849	2,849	21	0
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
技能・労務職種	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	3	27.5	3,158	2,357	16	801

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、守衛、自動車運転手、用務員等の業務を行う職種を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属看護学校教員を示す。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6: 「医療職種(病院医療技術職員)」とは、薬剤師、レントゲン技師、検査技師、栄養士等の業務を行う職種を示す。

注7: 「その他医療職種(看護師)」とは、附属学校等に勤務する看護師を示す。

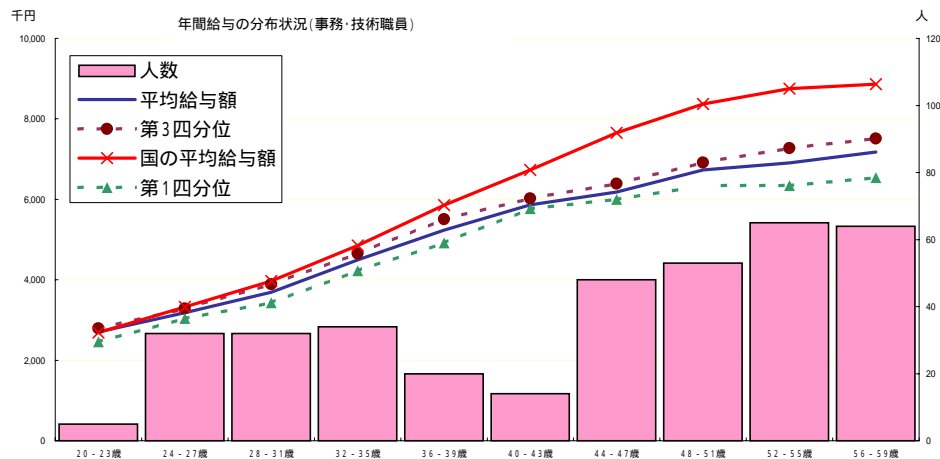
注8: 常勤職員の教育職種(外国人教師等)については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注9: 常勤職員の指定職種については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

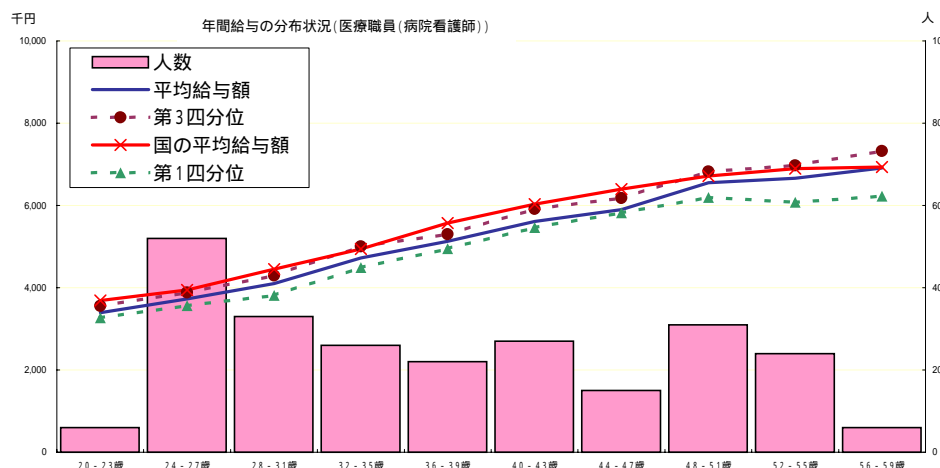
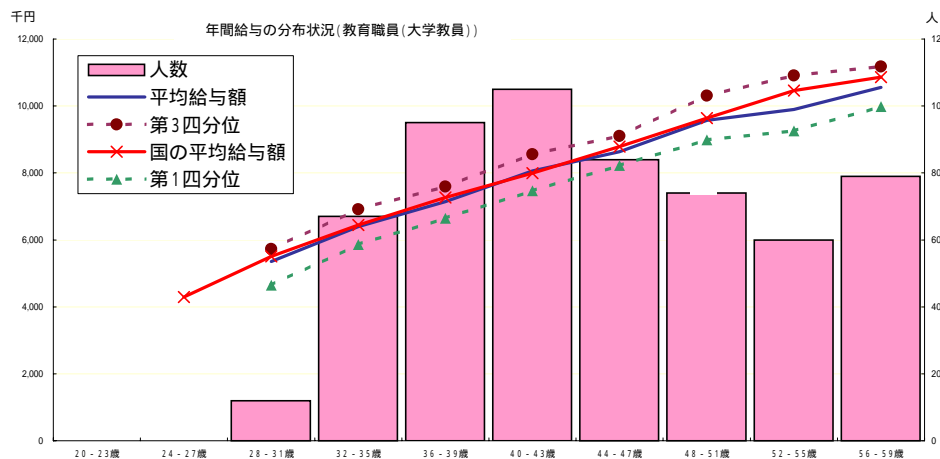
注10: 「非常勤職員」とは、国家公務員の非常勤職員相当の職員で、1年の任期を付して雇用された職員を示す。

注11: 非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師)) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。



## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	3	57.5	-	10,432	-
課長	20	54.8	8,086	8,321	8,488
課長補佐	34	54.3	7,100	7,290	7,515
係長	178	50.0	6,062	6,384	6,752
主任	52	42.4	4,619	5,196	5,881
係員	80	28.7	3,137	3,528	3,890

## (教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	271	56.1	10,051	10,577	11,105
助教授	210	44.6	7,757	8,312	8,933
講師	43	44.2	7,539	8,113	8,727
助手	148	38.6	6,038	6,545	7,095
教務職員	8	52.0	5,804	5,975	6,189

## (医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	53.2	-	7,374	-
看護師長	24	49.8	6,678	6,847	7,004
副看護師長	41	42.7	5,102	5,773	6,544
看護師	173	34.9	3,775	4,607	5,502

注1:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。

注2:事務・技術職員の部長については、該当者が3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位については記載していない。

注3:医療職員(病院看護師)の看護部長については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4:医療職員(病院看護師)の副看護部長については、該当者が3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長	課長	課長	課長補佐	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	367 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.5%)	7 (1.9%)	21 (5.7%)	62 (16.9%)	178 (48.5%)	55 (15.0%)	42 (11.4%)
年齢(最高 ~最低)		~	~	~	~	59 ~ 48	59 ~ 51	59 ~ 47	59 ~ 34	52 ~ 27	29 ~ 20
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	~	~	~	7,050 ~ 5,927	6,473 ~ 5,092	6,140 ~ 4,657	5,136 ~ 3,079	3,748 ~ 2,458	2,910 ~ 1,771
年間給与 額(最高 ~最低)		~	~	~	~	9,663 ~ 8,260	8,657 ~ 7,172	8,401 ~ 6,477	6,960 ~ 4,222	5,102 ~ 3,342	3,861 ~ 2,401

教育職員(大学教員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	680 (0%)	0 (0%)	270 (39.7%)	210 (30.9%)	44 (6.5%)	148 (21.8%)	8 (1.2%)
年齢(最高 ~最低)		~	64 ~ 40	64 ~ 32	64 ~ 31	63 ~ 28	58 ~ 44
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	10,366 ~ 5,090	7,198 ~ 4,059	6,771 ~ 4,121	5,910 ~ 3,074	4,681 ~ 3,867
年間給与 額(最高 ~最低)		~	14,018 ~ 7,148	9,884 ~ 5,674	9,009 ~ 5,574	7,683 ~ 4,182	6,437 ~ 5,262

医療職員(病院看護師)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長	副看護師長	看護師	準看護師
人員 (割合)	242 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	24 (9.9%)	42 (17.4%)	173 (71.5%)	0 (0%)
年齢(最高 ~最低)		~	~	~	57 ~ 38	54 ~ 30	58 ~ 22	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	~	~	5,448 ~ 4,026	5,289 ~ 3,190	4,720 ~ 2,284	~
年間給与 額(最高 ~最低)		~	~	~	7,530 ~ 5,663	7,275 ~ 4,423	6,467 ~ 3,109	~

注1:事務・技術職員の7級については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

注2:医療職員(病院看護師)の6級については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

注3:医療職員(病院看護師)の5級については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.8	67.0	66.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.2	33.0	34.0
	最高～最低	49.5～31.4	39.1～28.8	44.1～30.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5	69.7	68.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.5	30.3	31.8
	最高～最低	36.4～30.8	33.3～28.0	34.1～29.3

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.3	66.9	65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7	33.1	34.3
	最高～最低	49.6～31.9	45.8～29.1	47.6～30.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4	69.5	68.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.6	30.5	31.9
	最高～最低	40.0～31.0	36.1～28.4	36.5～29.8

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当)(平均)			
	最高～最低			
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8	68.9	67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2	31.1	32.5
	最高～最低	36.4～31.7	33.3～28.6	34.8～30.3

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 83.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 96.6

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 98.3

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 96.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 94.6

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 97.0

注1:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」において、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2:教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,781,415	千円 13,067,446	千円 (%) 286,031 ( 2.2 )	千円 (%) 286,031 ( 2.2 )
退職手当支給額 (B)	千円 1,340,707	千円 1,418,720	千円 (%) 78,013 ( 5.5 )	千円 (%) 78,013 ( 5.5 )
非常勤職員等給与 (C)	千円 1,778,926	千円 1,526,166	千円 (%) 252,760 ( 16.6 )	千円 (%) 252,760 ( 16.6 )
法定福利費、福利厚生費 (D)	千円 1,775,416	千円 1,749,360	千円 (%) 26,056 ( 1.5 )	千円 (%) 26,056 ( 1.5 )
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 17,676,464	千円 17,761,692	千円 (%) 85,228 ( 0.5 )	千円 (%) 85,228 ( 0.5 )

注：「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(13)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

・平成17年度の「給与、報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」について(単位:千円)

給与、報酬等支給総額：12,781,415 人件費予算相当額：13,376,548

・「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の対前年度比の増減要因

「給与、報酬等支給総額」：寒冷地手当制度の見直しに伴う手当額の減額や職員の退職に伴う後任不補充等により2.2%の減となったものと思われる。

「最広義人件費」：非常勤教員の担当時間数の増や医療系職員の処遇改善等により「非常勤職員等人件費」が16.6%の増額となっていることもあり、結果的に0.5%の減額となったものである。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「経費の抑制に関する目標」の中に、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」旨の内容を盛り込んだ。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「経費の抑制に関する目標を達成するための措置」の中に次の内容を盛り込んだ。

(1)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までにおおむね4%の人件費の削減に努める。

1-1.人件費の所要額を見直し、中期的な人件費の削減計画を策定する。

1-2.給与制度を見直し、給与水準の適切性を保持するとともに、人件費の削減を図る。

1-3.役員報酬の基本給月額を見直し、人件費の削減を図る。

・人件費削減の具体的方針

(1) 教育研究水準の低下を避けるため、定員削減の方法による人件費削減は行わない。

(2) 給与構造改革を含め、給与水準の適切性をも保持しながら給与制度の見直しを行い人件費削減に努める。

法人が必要と認める事項

特になし